

津島市教育委員会指定管理者選定委員会結果の概要

1 対象施設

津島市教育・体育施設及び都市公園

- ・ 錬成館 津島市中一色町中山26番地
- ・ 津島市営球場 津島市新開町3丁目179番地
- ・ 津島市営庭球場 津島市中一色町中山地内
- ・ 津島総合プール 津島市南新開町2丁目74番地
- ・ 葉苺スポーツの家 津島市葉苺町字綿掛73番地
- ・ 津島児童科学館 津島市南新開町2丁目74番地
- ・ 東公園 津島市中一色町地内外

2 指定期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

3 優先交渉権者選定の経過

第1回指定管理者選定委員会 ・ 委員長選出 ・ 募集要項等の確認について	令和4年7月19日
募集要項等の配布	令和4年8月1日
説明会及び現地説明会	令和4年8月17日
募集要項等に関する質問受付	令和4年8月17日～8月22日
申請書類の受付	令和4年8月25日～9月6日
第2回指定管理者選定委員会 ・ 指定管理者申請者の採点等について ・ 指定管理者申請者プレゼンテーション及びヒアリング ・ 指定管理者優先交渉権者の選考	令和4年9月22日

4 津島市教育委員会指定管理者選定委員会

委員長 学識経験を有する者

委員 会計専門職（税理士） 1人

施設利用者 3人

5 申請団体数（公募）

2団体

6 審査基準

募集要項において示した次の審査項目について審査を行い、合計評価点が最も高い者を指定管理者候補者の優先交渉権者とし、合計評価点が2番目に高い者を指定管理者候補者の次点の交渉権者とする。ただし、合計評価点が満点の60%に満たない者は、交渉権を有しないものとする。

- 市民の平等な利用が確保されること（確保されない場合は失格）
 - 事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を最も効果的に達成するものであること
 - ・施設の設置目的と施設の管理運営の考え方の整合性 10点
 - ・効果的な施設の管理運営の実施 5点
 - ・利用者サービスの向上 10点
 - ・施設の利用促進・利便向上の手法・取組 10点
 - ・地域住民との協働、団体・関係機関との協調・連携 5点
 - ・申請者の取組姿勢等 5点
 - 事業計画書の内容が公の施設の管理に要する経費の縮減が図られるものであること
 - ・施設の維持管理に係る経費 10点
 - 事業計画書に沿った管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること
 - ・適切な業務体制・人員配置・人材育成、緊急時の体制・対応 15点
 - ・申請者の実績、経営基盤の安定性 20点
 - ・個人情報保護・情報公開、就業、給与、決裁、会計等の取扱いに関する方針 10点
- 合計 100点

7 審査結果

（1）優先交渉権者

岩間造園株式会社

代表者 代表取締役 岩間 紀久裕

住 所 愛知県名古屋市瑞穂区中山町六丁目3番地の2

合計評価点 421点

（2）選定理由

津島市教育・体育施設及び都市公園の指定管理者候補者選定にあたっては、公募にて募集したところ岩間造園株式会社、B団体の2団体の申請があった。申請団体から提出された書類について、事業計画、収支計画等を審査基準に基づきプレゼンテーション及びヒア

リングを実施し、総合的に評価を行った。

岩間造園株式会社は、スポーツ施設や公園等の類似施設の運営実績は十分であり、公園管理についての専門性の高さに加え、当該施設を研究した上での具体的な提案や、これまでの実績に裏付けされた新しい事業提案の実現性、そして適切に整備されたより良い公園となるイメージが持てたことについて高く評価した。また東公園一帯で毎年行われる市主催の一大イベント・スポーツフェスティバルとの連携も期待したい。

以上のことから、津島市教育・体育施設及び都市公園を適切に管理運営する能力・経験を有し、指定管理者として指定期間中、円滑に施設管理ができるものと考えられるため、岩間造園株式会社を指定管理者候補者の優先交渉権者とする。

8 評価項目・評価結果

評価項目	配点	優先交渉権者 (岩間造園株式会社)	次点交渉権者 (B団体)
施設の設置目的と施設の管理運営の考え方の整合性	10点	7.8点	7.8点
効果的な施設の管理運営の実施	5点	4.8点	4点
利用者サービスの向上	10点	8.6点	6.6点
施設の利用促進・利便向上の手法・取組	10点	8.6点	7.2点
地域住民との協働、団体・関係機関との協調・連携	5点	3.8点	3.8点
申請者の取組姿勢等	5点	4.4点	3.2点
施設の維持管理に係る経費	10点	7.6点	7.6点
適切な業務体制・人員配置・人材育成、緊急時の体制・対応	15点	13.2点	13点
申請者の実績、経営基盤の安定性	20点	17点	15.8点
個人情報保護・情報公開、就業、給与、決裁、会計等の取扱いに関する方針	10点	8.4点	8.6点
合計	100点	84.2点	77.6点

※ 候補者の評価点は、委員5人の平均点であり、100点満点とする。